

弁護士に相談してみませんか？

無料

こんなお困りごと、
ありませんか？



兵庫県弁護士会マスコット
ヒマリオン

- 「コロナで仕事が減った職場から、休業を命じられ、その間の給与が支払われない…」
- 「コロナを理由に突然会社を解雇された。」
- 「コロナの影響で収入が減り、家賃の支払いができない…」

新型コロナウイルス感染症に関する

生活・労働問題 法律電話相談

電話番号：078-351-1070

開設日：月曜日～金曜日

開設時間：13時～16時

相談料：無料

※通話料は相談者の方のご負担となります。



兵庫県マスコットはぼタン

相談費用は無料です。お気軽にお電話ください。

主催：兵庫県弁護士会（兵庫県委託事業）

<http://www.hyogoben.or.jp/>